開示資料

一般社団法人加賀国家戦略特区推進機構 秘密情報等取扱規程

令和８年１月２８日制定

（趣旨）

第１条 この規程は、一般社団法人加賀国家戦略特区推進機構（以下「機構」という。）の活動において、機構の会員（以下「会員」という。）が開示する秘密情報等の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この規程において「秘密情報」とは、機構の活動において、会員が開示し、かつ、開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報をいう。ただし、次に掲げる情報は除く。

(1) 開示を受けたときに既に保有していた情報

(2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報

(4) 開示を受けたときにすでに公知であった情報

(5) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

２ この規程において「秘密情報等」とは、秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体等（文書、電磁的記録等のあらゆる形式の媒体を含み、かつ、複製物を含むものとする。以下同じ。）をいう。

３ この規程において「秘密情報等開示者」とは、秘密情報等を開示した者をいう。

４ この規程において「秘密情報等被開示者」とは、秘密情報等の開示を受けた者をいう。

（秘密情報等の取扱い）

第３条 秘密情報等被開示者は、開示を受けた秘密情報等の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 秘密情報等は、機構の活動以外に使用してはならないこと。

(2) 秘密情報等を複製する場合には、機構の活動の範囲内に限り行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をすること。

(3) 秘密情報等被開示者は、次号に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、秘密情報等開示者の事前承諾を得なければならないこと。この場合において、当該秘密情報等被開示者は、当該第三者に対し、この規程による義務と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うこと。

(4) 秘密情報等被開示者は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前

に（やむを得ない場合は事後速やかに）秘密情報等開示者に通知し、開示につき可能な限りその指示に従うこと。
２ 秘密情報等開示者は、秘密情報等被開示者に対し自己の秘密情報を口頭（打合せ時を含む。）等無形の状態で開示する場合には、開示前に秘密である旨を告げ、その後30日以内に秘密情報の内容及び開示日時を記載し秘密である旨を明示的に表示した書面を秘密情報等被開示者に対して提出することにより確認するものとする。

（返還義務等）
第４条 秘密情報被開示者は、開示を受けた秘密情報を含む記録媒体等は、不要となった場合又は秘密情報開示者の請求がある場合には、直ちに秘密情報等開示者に返還又は破棄するものとする。
２ 前項の場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を秘密情報開示者に書面にて報告するものとする。

（損害賠償等）
第５条 秘密情報等被開示者の従業員若しくは元従業員又は第３条第３号の第三者が秘密情報開示者の秘密情報等を無断で開示し、又は漏洩した場合には、当該秘密情報等被開示者は、当該秘密情報等開示者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、当該秘密情報等開示者に生じた損害を賠償しなければならない。
２ 前項の場合において、損害賠償責任の範囲は、相手方に通常生ずべき損害の賠償に限られるものとし、いかなる場合も特別な事情から生じた相手方の損害（損害発生につき予見すべきであった場合を含む。）については、責任を負わないものとする。

（有効期間）
第６条 本規程は、別段の定めがある場合を除き、施行日から機構解散後３年間有効とする。

附 則
この規程は、令和８年１月２８日から施行する。